

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画にある施策の推進にあたっては、関係部署が密接に連携を図りながら円滑に行われるように努めます。併せて、その進捗状況を把握し、高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において報告を行い、公表していきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化やひとり親家庭等のニーズ等に対応するため、関係団体等の意見を反映しながら、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。

2 関係機関・団体等との連携

本計画にある施策にとどまらず、ひとり親家庭等の自立支援を推進していくために、母子・父子福祉団体をはじめ民生委員児童委員協議会、子ども家庭センター、ハローワーク等の関係団体及び機関、また地域のNPOや民間企業等との連携・協力が不可欠となります。したがって、今後も引き続き、ひとり親家庭等に対する理解と協力を求めるとともに、連携を深めながら各施策を推進します。